

水戸市いじめ防止基本方針

平成26年4月

水戸市

目 次

はじめに	2
第1 市基本方針策定にあたって	
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	3
2 市基本方針策定の目的	3
3 いじめの定義	3
4 いじめの問題の構造的要因	3
5 水戸市におけるいじめの状況	4
6 いじめの防止等のために取り組む姿勢	4
7 いじめを解決するための基本的な姿勢	5
第2 いじめの防止等のための対策の内容	
1 いじめの防止等のために教育委員会が実施する施策	6
2 いじめの防止等のための施策体系	8
3 いじめの防止等のために学校において実施する施策	9
4 重大事態への対処	10
第3 その他	
1 取組の評価及び検証	13
2 市基本方針の見直し	13

はじめに

○ いじめ防止基本方針策定の経緯

【背景】

- ・ 相次ぐ、小中学生のいじめによる自殺等の重大事件

いじめの問題

- どの子どもにも、どの学校でも起こり得るもの
- 全ての子どもが安心・安全な学校生活を送るために解決しなければならない重要な課題



水戸市

◎平成25年度から いじめ解決推進事業「ふれあいプラン」実施

- ・ いじめ防止対策推進法に先駆けた取組
- ・ いじめの未然防止、問題の解決に向けた積極的な取組

1 未然防止の取組

- ・ 地域、PTA等と連携したあいさつ運動
- ・ 法務局と連携した「いじめをなくそう人権教室」
- ・ いじめ解決フォーラムやワークショップによる児童生徒の意識向上

2 相談体制の強化

- ・ 総合教育研究所に「いじめ相談ダイヤル」設置
- ・ 各小中学校に相談ポスト設置

3 早期発見・早期対応のための支援組織体制強化

- ・ 総合教育研究所に「いじめ対応専門班」設置
- ・ 「いじめ対応専門班」による学校支援訪問（問題発生時・随時）
- ・ 関係機関が連携したサポートチームによる対応

【国】

○ いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布，9月28日施行）

- ※定められた施策の多くは、ふれあいプランや従前の取組で実施済み



新たに実施が必要な施策

1 いじめの防止等のための組織の設置

2 いじめ防止基本方針の策定

学校：義務・国や地方の方針を参酌し，学校の実情に応じて定める

地方公共団体：努力義務・国や県の方針を参酌し，地域の事情に応じて定める



- ◎水戸市は、いじめの問題に一層主体的に関わるために基本方針を策定する
- ・ 水戸市として、いじめ問題解決に向けた決意の表明
- ・ いじめの問題に関わる関係者の役割と責務の明確化
- ・ いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進
- ・ いじめを受けた又はいじめた児童生徒のみの対応でなく、全ての児童生徒がいじめをしない、いじめを見ながら放置しない規範意識醸成の視点

第1 市基本方針策定にあたって

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

笑顔にあふれ、安心して生活できる学校を目指して!

み みんなで話合い
と とともに勇気もち
し 信頼し合える仲間づくり

2 市基本方針策定の目的

市基本方針は、児童生徒に対するいじめの防止等に係る基本理念を定め、市、教育委員会、学校（市立小・中学校をいう。以下同じ。）、保護者、地域住民、関係機関等の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、全ての児童生徒が心豊かで安心・安全な生活を送ることができること、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

3 いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

〔いじめ防止対策推進法第2条第1項〕

4 いじめの問題の構造的要因

いじめの問題の構造的要因は、子どもを取り巻く環境の中に存在する。いじめの問題に対して、これらの構造的要因を認識して解決に当たることが重要である。

子どもをとりまく環境においては、少子化や核家族化による親子相互の連帯感の希薄化や、地域社会との関わりの薄さ、集団で遊びや切磋琢磨する経験の減少から、コミュニケーション能力、社会性、規範感覚・意識、思いやりなどの豊かな心が育ちにくいこと等も要因として考えられる。

さらに、同調傾向が強くなり他者を排除していじめの対象とする、阻害や排除を恐れていじめに加わる、あるいは、直接に攻撃を加えることはしないが、周辺で囃し立てる、いじめを傍観するなどの行為が生まれる。場合によっては、当初いじめられている側がいじめる側となることも少なくない。

加えて、インターネットや携帯電話等の普及は、発信された情報の流通性や発信者の匿名性から、いじめにつながる負の部分の併せもっている。

他に、希薄な人間関係や夜型生活による睡眠不足など、子どもの感情の不安定やストレスを引き起こし、いじめ加害につながる要因は、多数考えられる。

また、先に述べた構造的要因や複数の要因が重なり、いじめが発生することも多く、解決を難しいものになっている。

5 水戸市におけるいじめの状況

本市では、全ての学校において年6回のいじめの実態調査を実施している。平成24年度の調査結果では、ふざけやからかい等の小さなサインも見逃さないように、きめ細かに児童生徒を観察し、早期発見に努めた結果、小・中学校合わせて1,333件のいじめを認知し、解決率は、98.2%となっている。

具体的ないじめの態様については、叩く、蹴るなどの暴力を伴うものは少なく、小・中学校ともに、冷やかしやからかい、悪口等の暴力を伴わないものが多い。

また、中学校では、ネットいじめの特徴でもある「パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる」の件数も増加してきている。

6 いじめの防止等のために取り組む姿勢

市及び教育委員会、学校、教員等、家庭、地域住民等が、いじめの防止に向けた共通の認識を図り、連携して、児童生徒とともに取り組むことが大切である。

(1) 学校

学校は、全ての児童生徒にとって、安心して生活し、学習できる場でなくてはならない。さらに、児童生徒同士及び児童生徒と教職員のよりよい関係づくりを構築できるよう、きめ細かな状況把握と信頼関係が深まる学級経営を行っていくことが重要である。

具体的には、学校の教育活動において、全員で取り組むこと、児童生徒一人一人を大切にすること、集団の一員として自己有用感を醸成することなど、日々の日常生活が大切になってくる。

また、いじめが発生した場合には、いじめを受けた児童生徒の立場を最優先に行い、心のケアや安心できる場所、状態の確保に努める。そして、いじめを行った児童生徒や傍観している児童生徒には、いじめを受けた児童生徒の心身の苦痛に共感し、いじめは許されない行為であることを自覚させる指導と相互の関係回復に努めることが重要である。

(2) 教員及び教員以外のスタッフ

教員は、児童生徒の話に耳を傾け、心に寄り添い、心の奥底にある心情を理解しようとするのが重要である。また、いじめが起こる構造について理解を深め、いじめを起こさない集団づくりやいじめに敏感に気付くための研修等に積極的に取り組む必要がある。

そして、教職員間の意思疎通や情報共有を図り、一部の教員任せにすることなく、全教職員による組織で取り組む体制づくりが重要である。

スクールカウンセラーや心の教室相談員等、その職務の専門性を生かし、児童生徒や保護者が安心してその支援を受けられるようにするとともに、教員以外のスタッフともチームを組んで対応することも大切である。

(3) 児童生徒

児童生徒一人一人が「いじめは人間として絶対に許されない」ことを心から理解するとともに、いじめを傍観している者も、いじめに関与していることと同じであるという認識をもてるようにする。

また、いじめを自分の問題として捉え、児童生徒自らがいじめについて学び、児童生徒自身の取り組みを活性化する必要もある。

(4) 家庭

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、我が子がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導、その他の必要な指導を行うよう努めなければならない。そのためにも、家族の一人一人が、いじめに対する正しい認識をもつことが必要である。いじめか否かについては、いじめを受けている側の立場になって考える姿勢をもち、子どもに適切な教育をすることが必要であるとともに、日頃から学校との意思疎通と協力体制を確立しておくことも大切である。

また、我が子がいじめを受けたとき、子どものSOSをキャッチできるよう、子どもの変化を見逃さないようにすることが大切である。

一方、我が子がいじめに関与したとき、子どもが自分の行為と向き合い、安心して事実を話せる雰囲気づくりが大切である。そして、子どもがいじめに関与した事実を話したときは、それを謙虚に受け止め、子どもと共に悩み考え、行った行為に向き合い、いじめを受けた子に心から謝罪しようとする姿勢をもつことが大切である。

(5) 地域住民

地域住民は、自分の子どもだけでなく、地域の子どもたちにも関心をもち、学校、家庭と協力しながら地域の子どもを見守り、育てる意識をもって対応することが大切である。

(6) 市及び教育委員会

学校を指導・支援する立場にある教育委員会は、学校を管理監督する役割と責任を自覚し、主体的に解決を目指す姿勢が必要である。また、学校と共に考え、学校の対応力を強化することも重要である。

いじめの問題は、学校、教育委員会だけの問題ではなく、家庭や地域、関係機関等、市全体で解決していかなければならない問題であると捉え、いじめの防止等の取組の充実を図る。

7 いじめを解決するための基本的な姿勢

学校は、児童生徒のために存在するとの基本的認識に立ち、いじめを受けた児童生徒を救済することを最優先に考え、行動することが重要である。

(1) 学校長

- いじめを受けた児童生徒を救うための方策を第一に考え、全職員で対応するためにリーダーシップを発揮し、学校全体の指導体制を構築する。
- 犯罪と考えられるいじめの行為については、警察等との連携を深め、毅然とした対応をとる。

(2) 教職員

- 教職員は、児童生徒の最大の心の理解者として、共感的理解に立った行動をとる。
- いじめを行った児童生徒についても健全に成長させようとする姿勢をもつ。

第2 いじめの防止等のための対策の内容

1 いじめの防止等のために教育委員会が実施する施策

(1) 組織等の設置

- ア 水戸市いじめ問題対策連絡協議会の設置
いじめの防止等のための対策について協議する。
 - ・ 学校・警察連絡協議会の組織を活かし、学校、警察、教育委員会、児童相談所、法務局、その他の関係者により構成する。
- イ いじめの防止等のための対策を行う専門委員を設置
専門的知見からの調査研究、いじめの調査、同種事案の再発防止、当事者間の調整等を行う。
 - ・ 市と特別の利害関係を有しない専門的な知識及び経験を有する第三者の参画に配慮する。

(2) いじめの未然防止に関すること

- ・ 人権感覚や意識の高揚を図るために、法務局と連携して実施する人権教室を推進する。
- ・ 全ての学校で児童生徒の主体的に取り組む「いじめ解決フォーラム」を推進する。
- ・ いじめへの理解を深め、心の通う人間関係の構築に向けたワークショップ開催を推進する。
- ・ スクールカウンセラー等を活用した、いじめを生まない家庭教育フォーラムの開催を推進し、いじめの防止に対する家庭の教育力向上を図る。
- ・ インターネットを通じて行われるネットいじめを防止するために、メディア教育指導員等を活用した情報モラル教育の充実を図る。
- ・ ソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンター等を含めた人間関係づくりの能力を高めるための研修会を推進する。

- ・ 話し合い活動のルールづくりやもち方について具体例を示し、話し合い活動の活性化を図り、集団宿泊的行事などを充実させる。

(3) いじめの早期発見に関すること

- ・ 全ての学校において、年6回のいじめの実態調査を実施する。
- ・ いじめ相談専用ダイヤル設置するとともに、来所相談に対しては、総合教育研究所教育相談室や青少年相談との連携、充実を図る。
- ・ 相談体制については、定期的に相談窓口をパンフレット等で周知する。

(4) いじめの早期対応に関すること

- ・ 総合教育研究所に「いじめ対応専門班」を設置し、学校支援訪問を実施する。
- ・ 学校支援訪問により、いじめの実態把握を行い、学校に対し指導・助言を行う。
- ・ いじめの状況に応じて、警察、児童相談所、市子ども課、民生委員、保護司等と連携したサポートチームを編成し、組織的な対応により、いじめの解決を図る。
- ・ スクールカウンセラーや心の教室相談員等の配置やいじめの相談・派遣者の確保等人的体制の整備やその他の必要な措置を講ずるよう努める。
- ・ 学校におけるいじめの研修の充実を通じた教職員の資質の向上、生徒指導に対する職員体制の整備等必要な措置を講ずる。

(5) 重大事態への対処

- ・ 教育委員会に調査を行う専門委員設置し、調査を実施するとともに、いじめを受けた児童生徒、保護者に対し、調査結果の情報提供及び必要な措置を講ずる。（詳細は、10ページ「4 重大事態への対処」参照）

2 いじめの防止等のための施策体系

主 体	大項目	小項目
1 教育委員会	1 組織等の設置	1 いじめ問題対策連絡協議会（仮称）の設置
		2 教育委員会にいじめの防止等のための対策を行う専門委員を設置
	2 いじめの未然防止に関すること	1 教育活動全体を通して、人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実
		2 いじめの防止に資する児童生徒の自主的活動の支援
		3 児童生徒、保護者、教職員へのいじめの防止の啓発
		4 インターネットや携帯電話等を通じて行われるいじめを防止するための啓発活動
	3 いじめの早期発見に関すること	1 早期発見のための年6回の定期的な調査の実施
		2 相談体制の整備
		3 いじめ相談ダイヤルを総研に設置、相談窓口の周知
	4 いじめの早期対応に関すること	1 いじめ対応専門班を総研に設置
		2 いじめ対応専門班による学校支援訪問
		3 通報体制の整備
		4 いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利の擁護
		5 関係機関との連携強化
		6 学校相互間の連携、協力体制の整備
7 スクールカウンセラー・心の教室相談員等の配置、いじめの相談・派遣者の確保		
8 教職員の研修等の実施		
9 インターネット監視への支援		
10 調査研究の推進		
5 重大事態への対処	1 教育委員会に調査を行う専門委員を設置し、調査を実施	
	2 いじめを受けた児童生徒及びその保護者に、調査結果の情報提供	
	3 調査結果を踏まえ必要な措置を講ずる	
2 市	1 市長による再調査	1 必要があると認める場合、専門委員（専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加）を設置して再調査
		2 再調査を行ったときは、その結果を議会に報告
		3 調査結果を踏まえ必要な措置を講ずる

3 いじめの防止等のために学校において実施する施策

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

- ア 国や県，市の基本方針を参考に，自らの学校として，どのようにいじめの防止等の取組を行うのか基本的な方向や取組内容等を定める。
- イ 名称は『水戸市立〇〇〇学校いじめ防止基本方針』として作成する。
- ウ 策定した学校基本方針については，学校のホームページ等で公表し，保護者や地域の理解と協力が得られるようにする。

(2) いじめの防止等に取り組む組織「学校いじめ防止対策委員会」の設置

- ア 複数の教職員に加え，スクールカウンセラー等の心理・福祉の専門的知識を有する者により構成されるいじめの防止等を実効的に取り組む組織を設置する。
- イ 当該組織は，全職員間の共通理解を図り，いじめの対策に基づく取組の実施における中核となる役割を担う。
- ウ 当該組織は，学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し，必要に応じて見直す。

(3) いじめの未然防止に向けた取組

- ア 集団の一員として自己有用感を育てる取組を行う。
- イ 人権教育，道徳教育及び体験活動等の充実を図った取組を推進する。
- ウ いじめの防止に資する児童生徒による自主的な活動の取組の充実を図る。
- エ インターネットや携帯電話（LINE等）等を通じて行われる，いじめを防止するための啓発活動を推進する。
- オ いじめ解決推進事業「ふれあいプラン」における各校独自の取組の充実を図る。

(4) いじめの早期発見に向けた取組

- ア 年6回実施している「いじめの実態調査」により，いじめの実態を適切に把握する。
- イ 保護者と連携するとともに，児童生徒の小さな変化に気付くことができるよう，アンテナを高くし，児童生徒の観察に努める。
- ウ スクールカウンセラーや心の教室相談員，養護教諭等を活用し，いつでも安心して相談できる相談体制を整備する。

(5) いじめの解決に向けた取組

- ア いじめの事実を確認したときは，迅速かつ組織的に対応し，いじめを止めさせるとともに，再発防止に努める。
- イ いじめを受けた児童生徒，その保護者への支援を最優先に行うとともに，情報共有に努める。
- ウ いじめを行った児童生徒への指導及び支援とその保護者への助言に努める。
- エ 傍観している児童生徒に対して，いじめは許されない行為であることの理解を促す指導及び相互の関係回復に努める。

- オ インターネットや携帯電話等による誹謗中傷については、迅速かつ組織的に事実把握を行い、直ちに削除等の措置を行うように努める。また、必要に応じて、関係機関等の協力を求める。
- カ いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるように、別室等で学習できる措置を講ずる。
- キ 犯罪に触れるいじめの行為については、警察等との連携を図る。

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・ 年間30日を目安とする欠席がある場合
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合で、教育委員会又は学校が重大事態と判断する場合

【重大事態が発生した場合の基本的な姿勢】

○学校

学校は、教育委員会と連携し、事実解明への協力を依頼する。いじめの事実等についてありのまま伝え、説明責任を果たすように努める。

いじめを受けた児童生徒の心のケアや自信を回復するための最大限の努力を行うとともに、いじめに関与した児童生徒との関係回復のための取組に努める。

○教育委員会

教育委員会は、混乱にある学校への指導・支援を行い、公正かつ客観的調査による事実解明に尽力し、事実をありのまま伝え、説明責任を果たすように努める。

※ 重大事態の判断については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。また、いじめを受けた児童生徒及び保護者からの申し立てがあった場合には、その訴えに真摯に対応する。

【重大事態が発生した場合の調査】

(1) 教育委員会または学校による調査

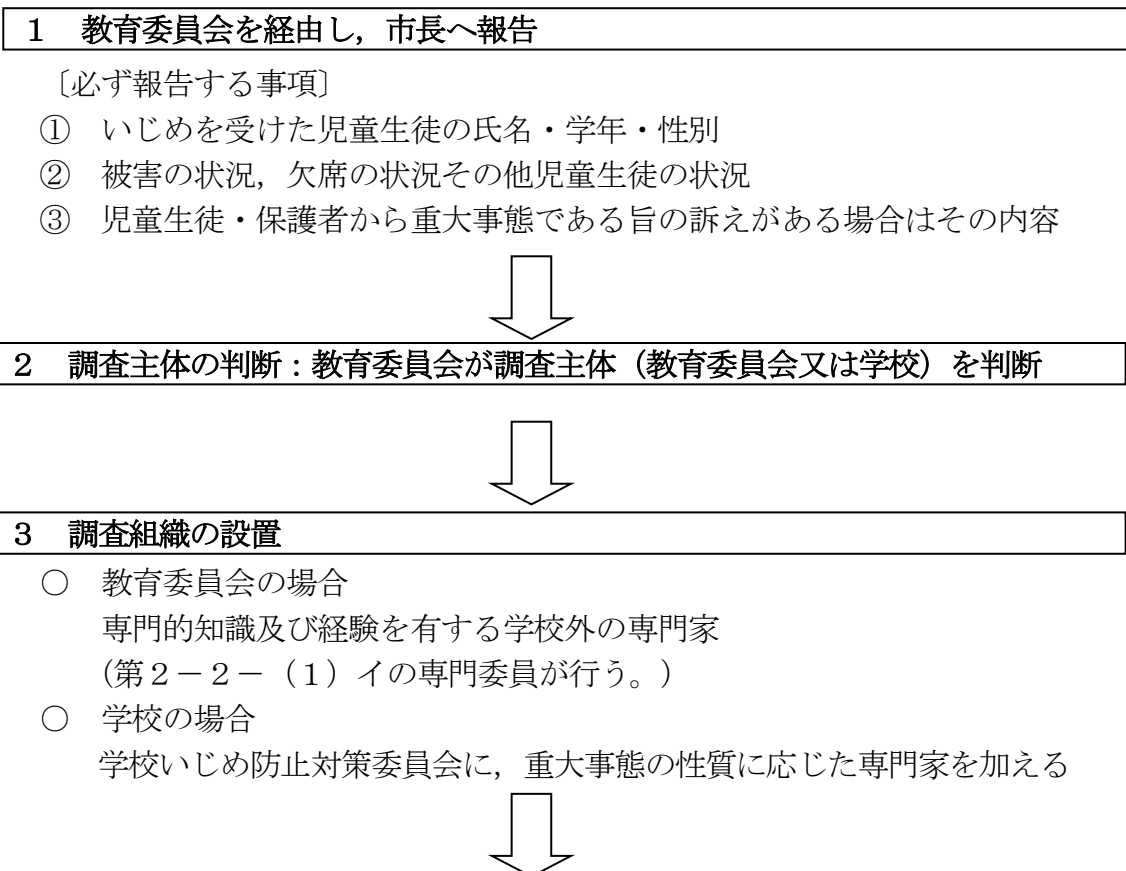
- ア 各学校は、重大事態が発生した場合には、教育委員会に直ちに報告し、教育委員会は速やかに市長に報告する。
- イ 各学校は、重大事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する。

- ウ 各学校が主体の調査では、重大事態の対処に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合は、教育委員会が調査を実施する。
- エ 教育委員会が行う調査は、専門委員を設置し、実施する。
(第2-2-(1)イの専門委員が行う。)
- オ いじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、調査結果の情報を適切に提供する。提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮する等、適切な方法で提供する。
- カ 教育委員会は、各学校が調査を行うときは、必要な指導及び助言、支援を行う。
- キ 教育委員会は、調査した結果について市長に報告する。

(2) 市長による再調査

- ア 市長は、必要があると認める場合は、専門委員（専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加）を設置して再調査を実施できる。
- イ 市長は、再調査を行ったときは、その結果を議会に報告する。
- ウ 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。

【重大事態への対処の流れ】



4 調査の実施

主に聴き取りによる調査を実施

- 聴取の対象者：いじめを受けた児童生徒，保護者，教職員（学級，学年，部活動等），関係する児童生徒等
- 聴取内容：いじめ行為が，いつ頃から，誰から行われ，どのような態様であったか，いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか，学校・教職員のこれまでの指導経緯等



5 聴取内容の記載と今後の支援方策の検討

- 重大事態の発生から1ヶ月程度を目途に，聴取内容を書面に取りまとめ
- 聴取内容を踏まえて今後の支援方策を検討



6 当該児童生徒・保護者への情報の適切な提供

- 聴取内容及び支援方策を，いじめを受けた児童生徒及び保護者に説明
- いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見を聴取結果の報告書に添えることができる旨を説明



7 聴取の結果を市長に報告

- 聴取の結果を書面で市長に報告
- 報告を受けた市長は，当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要と認めるときは，再調査
- 再調査は，専門的な知識及び経験を有する第三者による専門委員を設置して実施
- 市長が再調査を行った場合，その結果は議会に報告



8 調査結果を踏まえ，当該重大事態へ対処するとともに，同種の事態の発生の防止のため必要な措置

第3 その他

1 取組の評価及び検証

(1) 教育委員会の取組の評価及び検証

- 各学校のいじめの防止等に向けた取組の検証を随時行い、その都度改善に努める。
- 学校評価、教員評価の留意点について、必要な指導・助言を行う。
 - ※ いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する。

(2) 学校の取組の評価及び検証

- 学校評価において、いじめの早期発見、再発防止のための取組等について検証し、その結果を教育委員会及び保護者、地域に報告する。

2 市基本方針の見直し

策定から3年程度の経過を目途として、いじめ防止対策推進法の施行状況等を勘案して、見直しを検討する。